

特定非営利活動法人

『北海道スポーツクラブ』 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道スポーツクラブ という。

(事務所)

第2条 この法人の、主たる事務所は北海道札幌市東区東雁来12条3丁目1番1号 札幌サッカーアミューズメントパーク内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道民に対して、年間を通してサッカーの普及推進をすると共に、それらの指導者の育成強化に関する事業を行い、もって道民の心身の健全な発達と地域のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① サッカー及びフットサルの普及振興活動のため、公益財団法人北海道サッカー協会公認の競技会及び各種の教室の開催、及び他のスポーツ団体との連携を図る事業。
- ② 冬期間のアウトドアスポーツの普及振興活動及びその指導者を養成するための講習会の開催。
- ③ サッカー及びフットサルの審判員及び指導者の養成、及びその資質の向上を図る事業。
- ④ 専門性の高い競技会や、各種カテゴリーでの海外チームとの国際交流及び生涯スポーツとしての大会の開催。
- ⑤ 各種スポーツの技術力の向上と、選手の育成と拡充を図る事業。
- ⑥ 各種スポーツイベント及び競技会の企画運営立案の受託、及び他団体の開催する競技への参加及び協力。
- ⑦ 行政、学校部活動及び各種団体への、スポーツリーダー及び指導者の派遣。
- ⑧ スポーツを通じたクラブ周辺地域の町づくりや清掃美化、リサイクル活動及び施設を活用しての地域の安全活動への協力。
- ⑨ 行政及び各種団体のスポーツ施設の管理運営受託。
- ⑩ 前各号に掲げる事業を行うための、スポーツ施設・設備の建設と管理運営。
- ⑪ 前各号に掲げる事業に付帯する事業。

(2) その他の事業

- ① スポーツ用品等の物品の斡旋及び販売事業。

- ② クラブオリジナル商品の製作販売事業。
 - ③ 各種団体及び民間企業からの広告事業。
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の7種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 特別会員 この法人の趣旨に賛同しクラブハウスを利用するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人
- (4) スポンサー会員 この法人の趣旨に賛同し援助するために、一定額以上の広告料を協賛した団体及び個人
- (5) 一般会員 この法人の趣旨に賛同し施設を有料で使用するために入会した個人
- (6) プレーヤー会員 この法人の設立に参画した団体に登録している個人
- (7) ファミリー会員 プレーヤー会員の親族等

2 正会員は、社員としてこの法人の運営及び社員総会に参加する。

3 特別会員、賛助会員、スポンサー会員、一般会員、プレーヤー会員及びファミリー会員は、この法人を支援し活動に参加できるが、社員総会には参加出来ない。

(入会)

第7条 会員の入会資格については、特に制限を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。
- 3 入会の承認は理事会が行い、特段の理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものはこの限りではない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、社員総会で定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名するこ

とができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 健全たる社会人としての責務の遂行が不能となったとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 理事のうち、専務理事1名、常務理事2名以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において正会員の中から選出する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、この法人の日常の業務を処理する。
- 4 常務理事は、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第22条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常社員総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招 集)

第25条 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 社員総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第27条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 社員総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(權 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、社員総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に、会長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、公益財団法人北海道サッカー協会に譲渡するものとする。ただし、社員総会の議決により、地方自治体に譲渡することができる。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 村井 将一
副会長 佐々木 利幸
専務理事 出口 明
理事 山本 茂雄

同	齊	藤	豊
同	富	野	重
同	小	関	樹
同	中	山	孝
同	和	明	徳
同	村	田	彦
監	事	晋	明
同	品	野	晋
事	石	丸	修太郎
		吉	正

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 5 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|-------------|-----|-----------|-----|-----------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 50. 000 円 | 年会費 | 50. 000 円 |
| (2) 賛助会員 個人 | 入会金 | 10. 000 円 | 年会費 | 10. 000 円 |
| | 団体 | | 年会費 | 20. 000 円 (1 口) |
| (3) 特別会員 | 入会金 | 10. 000 円 | 年会費 | 20. 000 円 |
| (4) 一般会員 | 入会金 | 3. 000 円 | 年会費 | 5. 000 円 |

(平成 16 年 10 月 24 日)

- 7 この法人の入会金及び会費は、第 8 条の規定により、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 50, 000 円 | 年会費 | 50. 000 円 |
| (2) 特別会員 | 年会費 | 30. 000 円 | | |
| (3) 賛助会員 | 年会費 | 10. 000 円 | | |
| (4) スポンサー会員 | 内規に定める広告料 | | | |
| (5) 一般会員 | 年会費 | 5. 000 円 | | |
| (6) プレーヤー会員 | | | | |
| | A : 社会人 | 年会費 | 300 円 | |
| | B : A 以外 | 年会費 | 150 円 | |
| | C : 役員 | 年会費 | 1. 000 円 | |
| | F : フットサル | 年会費 | 3. 000 円 | |
| (7) ファミリー会員 | 年会費 | 3. 000 円 | | |

- 8 定款第 3 章第 6 条及び附則 7 の変更は、北海道知事の許可のあった平成 17 年 12 月 20 日から施行する。
- 9 定款第 1 章第 2 条変更は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。
- 10 定款第 1 章第 2 条変更は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。
- 11 定款第 2 章第 5 条、第 3 章第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 4 章第 13 条乃至第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 5 章第 21 条乃至第 30 条、第 6 章第 32 条、第 7 章第 39 条乃至第 10 章第 56 条及び附則第 7 変更は、平成 29 年 月 日から施行する。